

【手数料に関する情報および返戻金制度について】

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させて頂きましたときは、次の手数料を申し受けます。

<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p><u>最大50%(60万円～最大50%以内)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p><u>最大50%(60万円～最大50%以内)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p><u>最大50%(60万円～最大50%以内)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-302097

事業所の名称及び所在地 大阪市西区西本町 1-12-6 Office hirajyu 西本町ビル 3F

返戻金制度について

当社の紹介により就職したものが入社後3ヶ月未満の本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。(但し、定額サービス(例：成功報酬60万円等)利用の求人者は返還はないものとする)

1. 入社日以後1ヶ月未満に退社した場合、手数料の80%返還するものとする
2. 入社日以後1ヶ月以上3ヶ月未満に退社した場合、手数料の50%返還するものとする
3. 入社日以後3ヶ月以上6ヶ月未満に退社した場合、手数料の20%返還するものとする

但し、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-302097